

市第71号議案

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全
で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部改正

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全
で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成3年12月横浜市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 地下式受水槽等 次のいずれかに該当する小規模受水槽水道の受水槽をいう。

ア 受水槽の天井、底又は周壁が建築物の他の部分と兼用しているもの

イ アに定めるもののほか、受水槽の外表面の一部が地面と接して設置されているか、又は受水槽の全部若しくは一部が埋設されているもの

第10条の見出しを「（管理状況の定期検査等）」に改め、同条に

次の1項を加える。

- 2 簡易給水水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

第15条の見出しを「（管理基準等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 小規模受水槽水道の設置者は、前項の規定による管理の状況について、定期的に、市長に報告しなければならない。ただし、当該小規模受水槽水道の受水槽が次条第1項各号に該当する小規模受水槽水道その他市長が管理上適切と認める小規模受水槽水道については、この限りでない。

第16条の見出しを「（管理状況の定期検査等）」に改め、同条中「設置者は」の次に「、次のいずれかに該当する小規模受水槽水道の受水槽を設置している場合には」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号及び1項を加える。

- (1) 受水槽の有効容量が8立方メートルを超えるもの
- (2) 前号に定めるもののほか、受水槽が地下式受水槽等であるもの

- 2 小規模受水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

第17条の見出しを「（改善の指示等）」に改め、同条第1項中「改善するよう命ずる」を「改善すべき旨を指示する」に改め、同条第2項中「第15条」を「第15条第1項」に、「採るよう命ずる」を「採るべき旨を指示する」に改める。

第18条中「命令」を「指示」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勧告及び公表)

第18条の2 市長は、次のいずれかに該当する者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第5条の規定による市長の確認を受けないで簡易給水水道の布設工事に着手した者
- (2) 第7条第1項の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかった者
- (3) 第9条の規定に違反した者
- (4) 第10条第1項の規定に違反した者
- (5) 第16条第1項の規定に違反した者

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨その他規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

第19条第2項中「水道施設」を「小規模受水槽水道」に改める。

第22条中「100,000円」を「300,000円」に改める。

第23条を次のように改める。

第23条 第18条の規定による給水停止命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

第24条中「20,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(以下「新条例」という。)第10条第2項又は第16条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第10条第1項又は第16条第1項の規定による検査を受けた場合について適用する。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第17条の規定によってなされた命令は、新条例第17条の規定によってなされた指示とみなす。
- 4 新条例第18条の2の規定は、施行日以後に同条第1項各号に該当する者について適用する。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

簡易給水水道及び小規模受水槽水道の管理状況の定期検査の報告等の義務について定めるとともに、罰則を強化する等のため、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全
で衛生的な飲料水の確保に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第1号から第7号まで省略）

(8) 地下式受水槽等 次のいずれかに該当する小規模受水槽水道の受水槽をいう。

ア 受水槽の天井、底又は周壁が建築物の他の部分と兼用して
いるもの

イ アに定めるもののほか、受水槽の外表面の一部が地面と接し
て設置されているか、又は受水槽の全部若しくは一部が埋設
されているもの

(9) （本文省略）

(8)

(10) （本文省略）

(9)

（管理状況の定期検査等）

（管理状況の定期検査）

第10条 （第1項省略）

2 簡易給水水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたとき
は、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

（管理基準等）

（管理基準）

第15条 （第1項省略）

2 小規模受水槽水道の設置者は、前項の規定による管理の状況に
ついて、定期的に、市長に報告しなければならない。ただし、当該

小規模受水槽水道の受水槽が次条第1項各号に該当する小規模受水槽水道その他市長が管理上適切と認める小規模受水槽水道については、この限りでない。

(管理状況の定期検査等)
(管理状況の定期検査)

第16条 小規模受水槽水道の設置者は、次のいずれかに該当する小規模受水槽水道の受水槽を設置している場合には、当該小規模受水槽水道の管理について、規則の定めるところにより、定期的に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、当該小規模受水槽水道の受水槽の有効容量が8立方メートル以下のものについては、この限りでない。

(1) 受水槽の有効容量が8立方メートルを超えるもの

(2) 前号に定めるもののほか、受水槽が地下式受水槽等であるもの

2 小規模受水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

(改善の指示等)
(改善命令等)

第17条 市長は、簡易給水水道について、当該水道施設が第4条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該簡易給水水道の設置者に対し、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。改善する
よう命ずる

2 市長は、簡易給水水道等の管理が第11条の規定又は第15条第1項の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易給水水道等の設置者に対し、期間を定めて、当該簡易給水水道等の管理に関し、必要な措置を採るべき旨を指示することができる。採る
よう命ずる

(給水停止命令)

第18条 市長は、簡易給水水道等の設置者が前条の規定に基づく指命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該簡易給水水道等の利用者の健康を害すると認めるときは、その指命令に係る事項を履行するまでの間、当該簡易給水水道等による給水を停止するよう命ずることができる。

(勧告及び公表)

第18条の2 市長は、次のいずれかに該当する者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第5条の規定による市長の確認を受けないで簡易給水水道の布設工事に着手した者

(2) 第7条第1項の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかった者

(3) 第9条の規定に違反した者

(4) 第10条第1項の規定に違反した者

(5) 第16条第1項の規定に違反した者

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨その他規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第19条 (第1項省略)

2 市長は、小規模受水槽水道の管理の適正を確保するために必要

があると認めるときは、当該小規模受水槽水道の設置者から小規模受水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員を施設して小規模受水槽水道のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

(第3項及び第4項省略)

第22条 第12条第1項の規定に違反した者は、 $\frac{300,000 \text{ 円}}{100,000 \text{ 円}}$ 以下の罰金に処する。

第23条 第18条の規定による給水停止命令に違反した者は、200,000円の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。
に処する。

(1) 第5条の規定による市長の確認を受けないで簡易給水水道の布設工事に着手した者

(2) 第7条第1項の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかった者

(3) 第9条の規定に違反した者

(4) 第10条の規定に違反した者

(5) 第16条の規定に違反した者

(6) 第18条の規定による給水停止命令に違反した者

第24条 第19条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、 $\frac{50,000 \text{ 円}}{20,000 \text{ 円}}$ 以下の罰金に処する。